

公立大学法人宮城大学管理職員等の指定に関する規程

平成21年4月1日

規程第73号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学の職員が組織する労働組合に参加できない者について定める。

(管理職員等)

第2条 労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する「役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者」（以下「管理職員等」という。）とは、次に掲げる者とする。

- 一 公立大学法人宮城大学定款第8条に掲げる役員
- 二 公立大学法人宮城大学就業規則第2条第5項に規定する管理職員
- 三 事務局において理事長、副理事長及び理事の秘書業務を担当する職員
- 四 事務局において人事労務を担当する職員

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、管理職員等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（H21.4.1 第1回理事会）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（H24.3.28 第53回理事会）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（H27.3.25 第94回理事会）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（H28.3.23 第107回理事会）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（H29.3.22 第120回理事会）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学管理職員等の指定に関する規程第2条第8号の規定の適用については、「学群長及び副学群長」とあるのは、「学群長、学部長、副学群長及び副学部長」と読み替えるものとする。

附 則（H30.5.23 第137回理事会）

この規程は、平成30年5月23日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学管理職員等の指定に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。